

# 一般社団法人 県央薬剤師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人県央薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県三条市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会並びに公益社団法人新潟県薬剤師会との連帯のもと、他団体との連携により、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬剤師職能を発揮することにより、県央地域住民の保健、福祉の向上及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質の向上及び教育に関する事業
- (2) 医薬分業の充実に関する事業
- (3) 児童・生徒の保健及び環境衛生等の向上に関する事業
- (4) 地域保健医療・福祉に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村に居住又は就業している薬剤師で、当法人の事業に賛同して入会した者であり、且つ、日本薬剤師会及び新潟県薬剤師会の正会員である者
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同し、その事業を推進する目的で入会した個人又は団体

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会員の義務)

第7条 会員は薬剤師の倫理を尊敬し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる経費に充てるため、所定の会費および負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 入会金及び会費等の額は、総会において別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の様式を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

(1) この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の開催日の2週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の義務を履行しなかったとき。

(2) 死亡又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れるこ

とができない。

- 2 本会は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 会費の制定及び改廃
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集する。
- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集する時は、会長は、開催日の30日前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、開催日の14日前まで短縮することができる。

(議長の選出)

- 第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から1名選出する。

(議長の職務等)

- 第17条 総会の議長は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 理事会で定めたときは、正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合、第18条、第20条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とすることができる。

- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって、同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の2分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第28条 理事は総会において正会員の過半数の議決により解任することができる。また、監事は総会において正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

#### (報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

#### (相談役)

第30条 本会に、任意の機関として、相談役2名以内を置くことができる。

2 相談役の選任及び解任は、理事会において決議し、会長が委嘱又は通告する。

3 相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

5 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (責任の免除)

第31条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、本会は法人法第114条第1項の規定によ

り、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を下記（１）に掲げる額から下記（２）に掲げる額（最低責任限度額）を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

（１）賠償の責任を負う額

（２）当該役員がその在職中に当会から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額の相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 会長（６）

ロ 会長以外の理事であって外部理事でないもの（４）

ハ 外部理事、監事（２）

## 第 6 章 理事会

（構成）

第 3 2 条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 3 3 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

（１）本会の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長の選定及び解職

（招集）

第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を示して、理事会の日の５日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 3 5 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の中から議長を選定する。

（決議）

第 3 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該事案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 協力機関

(日本薬剤師会・新潟県薬剤師会等との協力)

第39条 本会は、理事会の決議により、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人新潟県薬剤師会及び地域・職域薬剤師会及び他の医療・福祉に関する団体並びに行政を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 委員会

(委員会)

第40条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

3 委員長は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

## 第9章 資産及び会計

(財産の種別)

第41条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。



(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第43条 本会の財産は、会長が管理する。その管理及び運用の方法は、理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経た上で、直近の総会において決議を受けなければならない。

2 会長は、理事会の承認を経た上で、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を経た上、総会の決議を経なければならない。ただし、あらかじめ総会の決議を経て定めた軽微な変更については、この限りではない。

5 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、事業年度ごとに決算を調製し、事業年度終了後90日以内に次の書類とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、承認を

受けなければならない。

- 3 会長は、第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

- 第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において正会員の半数以上であつて、議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければ変更することはできない。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法による。

## 第12章 事務局

(事務局)

- 第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 前項の職員等は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

### 第13章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 本会の最初の事業年度は、設立の日から令和3年3月31日までとする。
- 2 本会設立時の会長は、長澤吉明とする。
- 3 本会設立時の社員の住所及び氏名は、下記のとおりである。

住 所 [REDACTED]  
設立時社員 長 澤 吉 明

住 所 [REDACTED]  
設立時社員 横 山 晴 信

住 所 [REDACTED]  
設立時社員 清 水 寛 生

以上、一般社団法人県中央薬剤師会設立のため、設立時社員長澤吉明、設立時社員横山晴信、設立時社員清水寛生の定款作成代理人である司法書士外山量一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 2 年 3 月 3 0 日

設立時社員 長 澤 吉 明

設立時社員 横 山 晴 信

設立時社員 清 水 寛 生

上記発起人の定款作成代理人  
新潟県加茂市旭町11番14号  
司法書士 外山 量一

外山  
量一

電子署名者: 外山  
量一  
DN: c=JP, o=日本司  
法書士会連合会,  
ou=外山 量一,  
0.9.2342.19200300.1  
00.1.1=20110909102  
日付: 2020.03.30  
10:59:53 +09'00'

## 同一の情報の提供

提供の日付: 2020年3月31日

公証人: 11040005 小田切 敏 夫



所属法務局: 新潟地方法務局

公証役場: 三条公証役場

新潟県三条市東三条1-5-1(川商ビル)

請求対象の登簿管理番号: 20-1104000502000384

請求対象の文書種別: 電磁的記録の認証

請求対象の認証日: 2020年3月31日

請求対象の処理公証人: 11040005 小田切 敏 夫

所属法務局: 新潟地方法務局

公証役場: 三条公証役場

新潟県三条市東三条1-5-1(川商ビル)

### 認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。